

令和元年度第 1 回津市公契約審議会の会議結果報告

1 会議名	令和元年度第 1 回津市公契約審議会
2 開催日時	令和元年 5 月 2 8 日 (火) 午後 2 時 3 0 分から午後 3 時 5 0 分まで
3 開催場所	津市役所本庁舎 4 階 庁議室
4 出席した者の氏名	津市公契約審議会委員 西川 源誌 (会長)、奥田 正治 (副会長)、田邊 三郎、 辻岡 利宏、橋本 正治、村山 篤 (事務局) 総務部長 荒木忠徳 総務部次長 奥田寛次 調達契約課長 江川和宏 調達契約課調整・物品調達契約担当主幹 柿木伸介 調達契約課工事契約担当主幹 岩城 孝 物品調達契約担当副主幹 伊藤良成 工事契約担当副主幹 岡本慎哉 工事契約担当主査 井原崇視
5 内容	(1) 労働報酬下限額の試行について ア 業務委託の試行について イ 建設工事の試行について (2) その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	1 人
8 担当	総務部調達契約課工事契約担当 電話番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 1 2 2 E-mail 229-3121@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 別紙のとおり

事務局 お待たせいたしました。本日は、皆様大変お忙しい中、お集まり頂
きまして、誠にありがとうございます。

それでは、第1回津市公契約審議会を開催させていただきますが、
会議に先立ちまして総務部長の荒木より一言御挨拶を申し上げます。

事務局 【総務部長挨拶】

事務局 それでは、西川会長、議長として会議の進行をお願いいたします。

会長 承知しました。皆さんお忙しい中お集まりいただき、ご苦労様です。
前回に引き続き、活発且つ円滑な議事進行にご協力いただきますよう
お願いいたします。

なお、本日の会議は、津市の「審議会等の会議の公開に関する指針」
に基づき公開としております。

傍聴者の方におかれましては、会議の運営を妨げることのないよ
う、お静かに傍聴していただくことをお願いします。

会長 それでは、議事を進めてまいります。「事項書1 労働報酬下限額
の試行について (1)業務委託の試行について」ですが、まず事務局に
説明を求めます。

事務局 業務委託の試行について、説明します。業務委託の試行につきまし
て、昨年度に2件の試行を行いましたので、その結果について報告し
ます。また、今年度の試行について、労働報酬下限額については昨年
度第3回の審議会にて、津市職員高卒初任給を勘案した金額で御承認
いただいたところですが、試行案件等について説明いたします。

それでは、詳細は担当が説明いたします。

事務局 <概要>

・昨年度の2件のうち、労働状況台帳及びアンケートの提出が完了し
ている1件について、結果報告。全労働者に対し、労働報酬下限額以
上の労働報酬が支払われていることが把握できた。また、アンケート
からは労働状況台帳の様式の見直しが必要との声があった。

・今年度は労働報酬下限額を880円とし、1件の試行案件を契約締
結済であることを報告した。

会長 分かりました。では、業務委託の試行について、何か御意見・御質
問はありませんか。

委員 今年度の試行案件の契約方法を教えてください。

事務局 指名競争入札です。

事務局 補足ですが、当該案件の予定価格は事後公表としておりますので、予定価格以上の応札もありました。

委員 この委託業務は一部再委託をしているのでしょうか。

事務局 委託業務は原則再委託を禁止しておりますが、委託業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的業務については、所定の手続きを行い、津市が認めれば再委託は可能です。この案件につきましては、比較的単純な清掃業務であり、建設工事や土木工事のような重層構造にはならないと思います。

会長 ほかにございますか。なければ「事項書 1 (2)建設工事の試行について」に移ります。それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 前回の審議会におきまして、御意見をいただきました労働状況台帳の提出事務について説明いたします。
下請業者分の労働状況台帳については、前回の審議会の提案内容と同様に、元請業者の内容確認を受けることを原則としますが、今回、元請業者に労働状況台帳を確認されることを望まない下請業者に対しても一定の配慮を行うこととしました。
それでは、詳細は担当が説明いたします。

事務局 <概要>
令和元年度の試行概要について説明。
・労働報酬下限額は三重県の最低賃金（８４６円）とする。
・元請業者による労働状況台帳の内容確認を望まない下請業者については、労働状況台帳を封筒に封入し元請業者に提出することができる。
・違反に対するペナルティは受注者が悪質な違反を行った場合のみとする。

会長 分かりました。では、建設工事の試行について、何か御意見・御質問はありませんか。

委員 元請の確認を受けずに提出された労働状況台帳について、違反があった場合、当該下請業者に対する指導は誰が行うのでしょうか。

事務局 津市が指導を行う必要があると考えています。

委員 今回は、労働報酬下限額が最低賃金ですので違反はあり得ないと思いますが、今後、最低賃金以外の労働報酬下限額を設定した場合は、

賃金が労働報酬下限額を下回ってくる可能性もあるので、違反があった時の指導方法について検討しておいた方が良いでしょう。

事務局 今回の試行では下請契約締結時の誓約書に従い、下請業者は元請業者に労働状況台帳を提出し、内容の確認を受けることとしています。が、条例において、元請業者・下請業者の責務を明らかにしておかなければならないと考えています。その点につきましては、もう少し研究したいと思っています。

 今回は試行ですので、下請業者に対するペナルティはありませんが、今後下請業者に対しペナルティを課すと言うのであれば、違反時の対応について整理する必要があると考えています。

委員 労働報酬下限額が業務委託と異なるのはなぜですか。

委員 業務委託は市職員高卒初任給を勘案した額ですよ。

事務局 業務委託は本来職員が行う業務を専門の事業者にお任せするというものであるので、市職員高卒初任給を元としています。

 工事についても、同様の基準で行くという考えもありましたが、下限額の根拠をどのように設定すべきかという点は当初提案いたしました設計労務単価で良いのかどうかという議論の余地もあるので、今回の試行については、法律上の根拠がはっきりしている最低賃金とさせていただきます。

委員 今回、労働状況台帳により、賃金を調査した結果は、後々の設計の労務費に反映されていくのですか。

事務局 調査結果を設計に反映させる考えはありません。

委員 設計書での労務単価以上の賃金が支払われていたとしても、設計書には反映しないということでしょうか。

事務局 通常は委員のお考えのとおりですが、インフレスライド等、契約のルールの中での変更があれば対応しますが、公契約条例に関わっての設計変更はありません。

委員 下請業者に違反があった時、どのように指導していくかについては、今後整理する必要がありますね。

事務局 元請業者は下請業者と契約している以上、全く責任が無いとも言えませんので指導はしていただきたいが、指導しても従わない場合等については、議論の余地があると考えます。

会長 他にございますか。なければ「事項書2 その他」その他に移ります。何かございますか。

委員 今回、試行を行うということですが、労働状況台帳の提出に係る事務量は非常に多く、受注者はとても大変だと思います。過去の審議会でも話がありましたが、労働状況台帳の提出を義務付けて発注した際、この事務があることを理由に入札参加者がいないという事態にならないかを心配しています。

一方、契約に至った場合、当該工事は周りからも注目されることになるかと思うので、受注者は注目されていることを意識し、いつも以上に良い施工をすることが期待できるのではないかと思います。

ところで、平成30年度第2回審議会で話がありました設計書のことで質問です。完成検査の後、工事の代金を支払う時の基準があるのかということなのですが、例えば、設計書は中身を見ますと施工パッケージ等があり、労務費の中身を分析するのは難しいと思います。工事現場で働く方に聞いてみても、設計書から労務費を分析するのは難しいとのことでした。一方、設計書に基づいて工事は履行され、その結果、請負代金が支払われています。そこで、完成検査が行われ、検査に合格すれば、実際にかかった労務費に係わらず、当初の契約金額どおりの支払いはされているのかということを確認させてください。

次に、設計書の中に、歩掛り、施工パッケージ、見積もりの3種類があったかと思いますが、そのうちの施工パッケージが設計書内に占める割合はどの程度のものなのかを教えてください。

事務局 設計書については、受注者は設計書の内容を理解の上、施工していただいていると認識しております。また、津市側も監督員を配置しておりますし、検査時に不備があれば手直しをしてもらっています。検査の結果、品質を満たしていれば、当然請負代金の支払いはさせていただいています。

施工パッケージの割合については、工事によって異なってくるので、一律ではありませんが、次の審議会には割合について、お示しさせていただければと思います。

委員 設計書における労務費は設計労務単価に基づいていると思います。現場が、この設計書どおりの仕事をしているのであれば、請負代金は設計書どおり支払わなければならないと思います。しかし、現場が設計書どおりの仕事をしていないのであれば、設計書に基づいた請負代金を支払うのはおかしいと思います。

例えば、設計書では5人が必要な現場があったとします。その現場を優秀な熟練工が4人で施工できたとすると、1人分の労務費は利益になると思います。こうなると、請負代金を値引きするのかという話になりませんか。また、設計書では機械を必要としていたが、実際は人力でできたとすると、機械代は浮いてくることになります。

逆の場合として、5人が必要とされていた現場でも、結果的に6人

になる場合もあると思いますし、設計書で機械1台としていても2台必要な場合もあるかもしれません。

いずれにせよ、完全に設計書に示した数と全く同じ人工・機械台数等で施工できることは少ないと思います。しかしながら、設計書は設計労務単価や積算基準に基づいて作成されていることから、工事の品質が確保されているのであれば、設計書に基づいた金額で請負代金を支払うべきだと思います。

設計書は設計労務単価を基準にしているというのであれば、労働報酬下限額を定める上で、設計労務単価は無視できないのではないかと思います。先進他自治体においても、設計労務単価を重要視しているからこそ、労働報酬下限額を定めるにあたり、設計労務単価を基準としているのではないかと思います。

事務局 工事の設計は、積算基準に基づき設計しておりますが、例えば設計書で5人となっても、実際は4人や6人で施工する場合も実際にはあり得ます。しかし、設計変更は行いません。設計変更するのは、現場の状況が設計書と大きく異なる場合や、労務単価に変更があった場合に限られます。

委員 まず設計価格があり、その設計労務単価の何パーセントを労働報酬として支払うとのお話でしたね。そこに無理があると思います。今も委員が言われたように標準設計どおりにできる工事は1つありません。ある大手の発注担当者に、「請負工事を発注して、労務者の賃金について、いくら支払えということはある得ますか」と、聞いたところ、「あり得ない」との返答でした。請負契約での労働者の賃金は請負業者の裁量で決めることと思われま

す。前回の審議会でも言いましたが、労務単価は市で調査してはと提案しましたが、賃金調査は市で行わず受注者が行うということで進んでいるようですが、それは変わらないのですか。

事務局 市が調査をしようと思えば、全くできないわけではないと思います。

委員 国や県は契約の中で賃金調査に関する事項を定めているものもあれば、発注後に調査対象工事を定めることもあります。調査は元請け業者と共に下請業者も調査を受けますが、賃金台帳の調査は元請業者、下請業者と別々に調査を受けます。市も国や県と同様な調査としていただく方が良いかと思います。

委員 今、委員がおっしゃられた方法は、公告時に対象工事であることを明示せず、全ての工事を対象としておき、調査は契約締結後に抽出するという方法ということですね。

委員 全工事を調査するのではなく、ランダムで抽出するというやり方で

す。

委員 試行ではなく、実際に行うときはその方法も考えられますが、現在は対象工事の選定についても、探りながらというわけですね。

事務局 労働状況台帳の提出と、賃金の調査依頼は目的も異なるのではと考えています。

委員 公契約条例は立派な条例ですので、労働環境をしっかりと調査するなど、理念を大切にしてほしいと思います。

委員 津市の工事の平均落札率は80何パーセントだと聞いていますが、仮に労働報酬下限額を設計労務単価の90パーセントとすると、落札率も90パーセントが妥当だと思います。

労働状況台帳の作成には手間がかかると思いますので、その部分については、可能かどうかわかりませんが、最低制限価格を上げるなどして落札率を上げ、手間分を受注者に還元できるような方法はないのでしょうか。

事務局 設計価格に公契約の事務に要する手間賃を反映できれば、結果的に最低制限価格も上げることができますが、今の設計基準では手間賃を算式に反映することはできません。また、落札率が上昇するということは、結果的に市民の負担になりますので、手間賃を請負代金に反映するのは難しいと考えています。

委員 適正な賃金が支払われている事業所は働きやすい事業所ということで、良い人材が集まりやすくなると思いますので、事業所にとっても良いことがあると思います。こうして、優良な事業所が増えるということは地域にとっても良いことだと思います。こういったメリットを市民に説明できれば、税金投入もできるのではないかと思います。

また、労働状況台帳の提出が必要な対象工事でも事業所にとって金銭的なメリットがあれば、入札に参加する事業所は増えるのではないのでしょうか。入札に参加する事業所がいないと、労働報酬下限額を定めることすらできなくなってしまうのは避けたいと思っています。

事務局 公契約条例に基づき新たに事業所にやっていただくこと、例えば今回の試行でも労働状況台帳の作成等が必要になってきますが、それに関する費用のせいで労働者の賃金の下がるのは本末転倒だと思います。予定価格については、積算基準に基づき設計していますが、当該事務費が積算基準にあれば設計に反映されるべきだと思いますが、設計に反映できるかどうかについては研究します。ただ、設計に反映するには単価の根拠が必要になりますので、現状では反映は難しいのではないかと思います。

委員

労働状況台帳を作成するにあたり、業務委託は比較的スムーズにいくのではないかと思います。建設工事はスムーズに行うにはまだまだハードルが高いという印象です。また、試行にあたっては労働状況台帳を簡単に作れるフォーマットがあれば良いと思います。

また、今、下請は売り手市場なので、安い金額だと下請に入ってもらえません。最低賃金や高卒初任給を勘案した額と、実際に下請に出す際の金額はかなり差があると思います。最低賃金レベルで人を集めるのは難しいのではないかと思います。今、建設業界は利益率が落ちていると思います。なぜなら、昔は「下請に入れてあげる」という感覚でしたが、今は「なんとか下請に入ってもらいたくない」という感覚で、安い金額だと下請に入ってもらえず、場合によっては赤字になる案件もあります。

公契約条例は進めて行かないといけないとは思いますが、条例を実りあるものにするには、スムーズに運用するように整理が必要だと思います。

事務局

工事では、資格や技術がある人は売り手市場であることも多いので、公契約条例の有無に係わらず、低賃金の問題は少ないのではと思います。技術者に高い賃金を支払う一方で、資格や技術を必要としない単純労働者等にしわ寄せが来ないのかを心配しています。業務委託は何時間働くというのが決められているので、シンプルでわかりやすいので、疑義は少ないかと思います。

極論ですが、例えば単純労働者のみを対象とする方法も考えています。

<審議結果>

令和元年度建設工事の試行については、事務局案のとおり試行を行うこととし、違反時の対応等については今後、整理していくものとする。

会長

ほかにございせんか。

事務局

今回、事務局としてその他事項はありませんが、次回の審議会につきましては、秋頃の開催を考えておりますので、後日日程調整をさせていただきます。

会長

次回開催は、秋頃ということですが、何か御意見ございますか。

(意見無し)

会長

では、次回審議会は秋頃ということで、日時、場所及び詳細については後日事務局から連絡をしてもらうことといたします。

ほかにございせんか。なければ、本日の会議はこれで終わりたい

と思います。長時間にわたり、ありがとうございました。

令和元年度第1回津市公契約審議会事項書

令和元年5月28日（火）午後2時30分

津市役所本庁舎4階 庁議室

1 労働報酬下限額の試行について

(1) 業務委託の試行について

(2) 建設工事の試行について

2 その他

1 労働報酬下限額の試行について

(1) 業務委託の試行について

ア 平成30年度業務委託の試行結果について

平成30年度に業務委託において労働報酬下限額を設定した案件に係る試行結果については、下記のとおりです。

(7) 試行案件①

- ・ 契約件名 平成30年度津市クリーンセンターくもずし尿処理施設点検・整備業務委託
- ・ 受注者 三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社中部支店
- ・ 受注関係者 13者
- ・ 労働者数 54名
- ・ 業務内容 受入貯留設備及び汚泥脱水処理設備等の保守点検整備
- ・ 履行期間 契約締結日（平成30年10月12日）から平成31年3月31日まで

・ 試行結果

a 労働報酬下限額について

受注者等から提出された労働状況台帳にあつては、全ての事業者において労働者に対して労働報酬下限額以上の労働報酬が支払われていることが把握できました。

b アンケート結果について（別紙資料1-1、1-2参照）

事業者へのアンケート結果については、条例の理解度に関する質問の回答は、全ての事業者が理解できている又はだいたい理解できているとし、あまり理解できていないとした事業者はいませんでした。また、労働状況台帳の作成や提出の課題に関する質問の回答は、見直しが必要とした事業者は4者あり、その内容は、記載例の充実を求める意見や個人情報等を記載するのではなく、労働報酬下限額を満たしているか否かを回答するような様式が相当ではないかという意見でありました。労働報酬下限額の金額や設定に関する質問の回答は、課題はないとの回答がその殆どを占めていました。労働者へのアンケート結果については、条例及び労働報酬下限額が設定されたことによる自身の賃金の変化や影響はないとの回答が多くありました。

この結果を踏まえ、労働状況台帳の作成及び提出については、事務量の軽減や当該台帳の様式の見直しについて、引き続き検討したいと思います。

(1) 試行案件②

- ・ 契約件名 平成30年度津市西部クリーンセンター2号炉焼却施設点検・整備業務委託
- ・ 受注者 荏原環境プラント株式会社中部支店
- ・ 業務内容 受入供給設備、燃焼設備、燃焼ガス冷却設備等焼却施

- | | |
|--------|--|
| | 設各機器の点検及び整備 |
| ・ 履行期間 | 契約締結日から平成31年3月31日まで |
| ・ 試行結果 | 受注者が労働状況台帳の作成及びアンケートの集計に時間を要しているため、いまだに担当課に提出されておらず、結果の把握に至っていません。 |

イ 業務委託の試行状況について

令和元年においては、労働報酬下限額を設定した試行案件については現時点では下記のとおり契約しており、年度内に更に2件程度の発注を予定しています。

試行後については、受注者等から、第1回目の賃金の支払い月の末日から7営業日以内に初回分の労働状況台帳^{※1}が、また、2回目以降の賃金の支払いに係る労働状況台帳^{※1}については、契約（履行）期間終了後、最終の賃金の支払い月の末日から7営業日以内に2回目以降の台帳が提出されます。

なお、受注者等及び労働者へのアンケート調査^{※2}については、初回及び最終の賃金支払い月の末日から7営業日以内に提出される予定です。

- | | | | |
|----|--------|-----|---|
| ※1 | 労働状況台帳 | ……… | 資料1－3 |
| ※2 | アンケート | ……… | 資料1－4（初回・受注者等）
資料1－5（最終・受注者等）
資料1－6（最終・労働者） |

- (ア) 労働報酬下限額（業務委託） 880円（1時間当たり）
（参考）平成30年度労働報酬下限額 860円（1時間当たり）
三重県地域最低賃金 846円（平成30年10月1日発効）

(イ) 労働報酬下限額試行案件契約基本情報

契約件名	津市芸濃庁舎日常清掃等管理業務委託
受注者	有限会社三重伸明（津市野田21-638）
業務内容	日常的に芸濃庁舎内の床面、トイレ等の清掃を実施
履行期間	契約締結日から令和2年3月31日まで
契約方法	地方自治法施行令第167条第1号による指名競争入札
契約締結日	平成31年4月25日
契約金額	4,896,000円 （うち消費税及び地方消費税額408,000円）
予定価格	4,945,090円 （うち消費税及び地方消費税額412,090円）
落札率	約99.0%
昨年度落札率	約97.0%
	契約金額 4,431,240円（税込）
	予定価格 4,568,400円（税込）

【資料 1－1】

【津市公契約条例の施行状況等に係るアンケート＜事業者用＞ 回答結果】

- | | |
|------------|------------------------------------|
| 1 件 名 | 平成30年度津市クリーンセンターくもずし尿処理施設点検・整備業務委託 |
| 2 契約（履行）期間 | 契約締結日から平成31年3月31日まで |
| 3 受注者等名 | 三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社中部支店 |
| 4 受注関係者 | 13者 |

質問1 津市公契約条例（以下、単に「条例」といいます。）の制度について、どの程度理解できていると思いますか。

- | | |
|----------------|-------------|
| ア 理解できている。 | 1 者（受注者） |
| イ だいたい理解できている。 | 13 者（受注関係者） |
| ウ あまり理解できていない。 | 0 者 |

質問2 当該契約が条例の対象となったことにより、従事する労働者の労働意欲の向上につながる効果があったと思いますか。

- | | |
|------------------------|----------|
| ア 効果があった。 | 0 者 |
| イ 今後効果が出ると考える。 | 3 者 |
| ウ 効果はなく、今後も効果は出ないと考える。 | 9 者 |
| エ わからない。 | 2 者（受注者） |

質問3 当該契約が条例の対象となったことにより、事業の質の向上につながる効果があったと思いますか。

- | | |
|------------------------|----------|
| ア 効果があった。 | 0 者 |
| イ 今後効果が出ると考える。 | 5 者 |
| ウ 効果はなく、今後も効果は出ないと考える。 | 4 者 |
| エ わからない。 | 5 者（受注者） |

※ 自由意見

- ・ 条例の有無に関わらず、常に質の向上につながるように皆、努めていると感じる。

質問4 条例が施行されたことにより、賃金水準の引き上げや地域経済の活性化につながる効果があったと思いますか。

- | | |
|------------------------|----------|
| ア 効果があった。 | 0 者 |
| イ 今後効果が出ると考える。 | 7 者 |
| ウ 効果はなく、今後も効果は出ないと考える。 | 3 者 |
| エ わからない。 | 4 者（受注者） |

【資料 1－1】

質問 5 条例では、受注者は下請業者等や労働者へ条例の内容を周知することとなつていますが、どのような方法で周知していますか。(複数回答可)

- | | |
|-------------------------|------------|
| ア 作業場の見やすい場所に掲示し周知している。 | 1 者 (受注者) |
| イ 個別に書面を交付し周知している。 | 6 者 |
| ウ 口頭により説明し周知している。 | 10 者 (受注者) |
| エ その他 | 0 者 |

質問 6 下請業者等や労働者から条例に関すること (対象労働者の範囲や労働報酬下限額) について、相談や問い合わせを受けたことがありますか。

- | | |
|---------|------------|
| ア なかった。 | 13 者 (受注者) |
| イ あった。 | 1 者 |

質問 7 労働状況台帳の作成や提出にあたり、台帳の様式や提出方法等について、見直しが必要と考える点がありますか。

- | | |
|-----------|------------|
| (1) ア ない。 | 10 者 (受注者) |
| イ ある。 | 4 者 |
- (2) 「イ ある。」を選択された場合、その具体的な内容を記載してください。
- ・ 記載方法が分かりにくいために確認や作成に時間がかかる。迷わないように「記載例」の内容充実を希望する。
 - ・ 最低賃金を確認する趣旨であれば、個人情報かつ営業収益情報である給与情報を開示するのではなく、「最低賃金を満たしているか否か」を回答するような様式が相当ではないかと考える。
 - ・ 未記載 2 者

質問 8 条例の実効性を確保するため、仮に、確認資料として「対象労働者の給与支給明細等」を提出いただくこととした場合、給与関係の事務処理に影響することになりますか。

- | | |
|--------------------|-----------|
| ア しない。 | 4 者 (受注者) |
| イ 影響するが、大きなものではない。 | 5 者 |
| ウ 大きく影響する。 | 5 者 |

※ 自由意見

- ・ 台帳ですら下請け会社に給与額を訊きづらかった。明細ともなると尚のこと求めづらい。自社でも提出となると不可能です。
- ・ 作業員個人の了承、下請会社への秘密保持契約の締結など、従来より工数を要している。

質問 9 労働報酬下限額の金額や設定の考え方に関し、課題と考える点がありますか。

- | | |
|-----------|------------|
| (1) ア ない。 | 12 者 (受注者) |
| イ ある。 | 2 者 |

【資料 1－1】

(2) 「イ ある。」を選択された場合、その具体的な内容を記載してください。

- ・ 弊社の労働者は、会社出発帰社が出勤時間で、多くの現場が 8 時から 17 時が現場での作業時間となっている。現場までの移動時間も労働時間であり、発注者・請負者はそれをどの程度考慮しているのかが、見えないところです。おそらく何も考慮されていないと思っている。
- ・ 未記載 1 者

質問 10 当該契約が条例の対象となったことによる労働報酬下限額の設定に伴い、対象労働者の賃金に変化はありますか。

- | | |
|-------|-----------|
| ア ない。 | 13 者（受注者） |
| イ ある。 | 1 者 |

質問 11 労働報酬下限額の対象をすべての契約とした場合、御社の経営に影響すると考えられますか。

- | | |
|--------|-----------|
| ア しない。 | 14 者（受注者） |
| イ する。 | 0 者 |

質問 12 条例の対象者に、手間請労働者を含めるとした場合、課題や問題点はありますか。（自由意見）

- ・ ただでさえ、最近安全に関する書類が多いなかで更に提出物が増えることにとまどいを感じます。
- ・ 2 次下請けを設けることで、書類作成等の品雑さと請負契約に対する書類の整合性を取る必要が出ると考える。

質問 13 その他、条例に関して、御意見・御要望等ございましたら、御自由に御記載ください。

意見等なし

【資料１－２】

【津市公契約条例の施行状況等に係るアンケート＜労働者用＞ 回答結果】

- | | |
|------------|------------------------------------|
| 1 件 名 | 平成３０年度津市クリーンセンターくもずし尿処理施設点検・整備業務委託 |
| 2 契約（履行）期間 | 契約締結日から平成３１年３月３１日まで |
| 3 受注者等名 | 三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社中部支店 |
| 4 労働者 | ５４名 |

質問１ あなたの年齢を教えてください。

- | | |
|------------------------|-----------|
| ア １０代 | １名 |
| イ ２０代 | ３名 |
| ウ ３０代 | １４名 |
| エ ４０代 | １８名 |
| オ ５０代 | １４名 |
| カ ６０代以上（６０代・７０代・８０代以上） | ４名（全て６０代） |

質問２ あなたは、御自身が働いている仕事が、条例の対象契約となったことにより、労働意欲の向上につながったと感じますか。

- | | |
|---------|-----|
| ア 感じる。 | １８名 |
| イ 感じない。 | ３６名 |

質問３ あなたは、御自身が働いている仕事が、条例の対象契約となったことにより、仕事の質の向上につながったと感じますか。

- | | |
|---------|-----|
| ア 感じる。 | １８名 |
| イ 感じない。 | ３６名 |

質問４ あなたは、津市公契約条例は必要であると思いますか。

- | | |
|----------|-----|
| ア 思う。 | ３２名 |
| イ 思わない。 | ０名 |
| ウ わからない。 | ２２名 |

※ 自由意見

- ・ 取組の目的は良いものだと思いますが、賃金の開示は個人情報・会社の利益に関わる問題で、容易に開示させるべきではないと考える。また、開示した情報の保全・流出した場合にどのようなになるのか、不安だ。

質問５ 条例が施行されたことにより、賃金水準の引き上げや地域経済の活性化につながる効果があったと思いますか。

- | | |
|------------------------|-----|
| ア 効果があった。 | ５名 |
| イ 今後効果が出ると考える。 | ２５名 |
| ウ 効果はなく、今後も効果は出ないと考える。 | ２名 |
| エ わからない。 | ２２名 |

【資料１－２】

質問６ 条例では、受注者は下請業者や労働者へ条例の内容を周知することとなっており、十分な周知がなされていますか。

- | | |
|-----------------|-----|
| ア 十分だと感じる。 | 38名 |
| イ 不十分だと感じる。 | 15名 |
| ウ そもそも周知されていない。 | 1名 |

質問７ 労働報酬下限額を設定することやその金額に関し、課題や問題点がありますか。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) ア ない。 | 21名 |
| イ ある。 | 1名 |
| ウ わからない。 | 32名 |
- (2) 「イ ある。」を選択された場合、その具体的な内容を記載してください。
- ・ 台帳に氏名、取得金額を記載するのは、個人情報公開することであり、万が一個人情報流出する事態となった場合、各業者（作業員）からのクレームなどの可能性を考えると、金額提示はしないほうがよいと思う。

質問８ 当該契約が条例の対象となり労働報酬下限額が設定されていますが、御自身の賃金に変化はありましたか。

- | | |
|----------|-----|
| ア ない。 | 50名 |
| イ ある。 | 1名 |
| ウ わからない。 | 3名 |

質問９ 労働報酬下限額の対象契約とそうでない契約において支払われる賃金を比較した場合、その金額に差はありますか。

- | | |
|----------|-----|
| ア ない。 | 44名 |
| イ ある。 | 1名 |
| ウ わからない。 | 9名 |

質問１０ その他、条例に関して、御意見・御要望等ございましたら、御自由に御記載ください。

- ・ 個人情報の取扱いは、もう少し検討必要と思われる。
- ・ 台帳他アンケート提出依頼、集約など事務量が大幅に増加し大変であった。
- ・ 台帳表紙の社名捺印・原紙提出は、入手に時間がかかるため、PDFなどの電子データ提出を許可してほしい。

※ 上記３件、同一人物からの意見

津市公契約条例労働状況台帳(業務委託)

年 月分

提出日

契約名		業者名	
契約(履行)期間		所在地	
作成年月日		担当者名	
労働報酬の支払われるべき日		電話番号	
労働報酬計算対象期間(月)		FAX	

No	労働者氏名等	労働報酬 下限額	全ての労働に 係る労働時間数	対象公契約に 係る労働時間数	算定労働時間	下限総額 (基準額)	労働報酬の額 (公契約分) f	判定
		a	所定時間内 b	所定時間内 c	d	e=a×d		
1		880			0	0	#DIV/0!	***
2		880			0	0	#DIV/0!	***
3		880			0	0	#DIV/0!	***
4		880			0	0	#DIV/0!	***
5		880			0	0	#DIV/0!	***
6		880			0	0	#DIV/0!	***
7		880			0	0	#DIV/0!	***
8		880			0	0	#DIV/0!	***
9		880			0	0	#DIV/0!	***
10		880			0	0	#DIV/0!	***
11		880			0	0	#DIV/0!	***
12		880			0	0	#DIV/0!	***
13		880			0	0	#DIV/0!	***
14		880			0	0	#DIV/0!	***
15		880			0	0	#DIV/0!	***
16		880			0	0	#DIV/0!	***
17		880			0	0	#DIV/0!	***
18		880			0	0	#DIV/0!	***
19		880			0	0	#DIV/0!	***
20		880			0	0	#DIV/0!	***

【資料１－４】

【 津市公契約条例の労働報酬下限額試行に伴う事務量等に係るアンケート 】

- 1 件 名 : _____
- 2 契約（履行）期間 : _____
- 3 受注者等名 : _____

- ※ 調査対象：受注者、受注関係者（下請業者、再委託業者）を対象とします。
- ※ 提出時期：受注者が契約担当課に本件に係る初回分の労働状況台帳（受注関係者分を含む。）を提出するとき。（初回分の労働状況台帳の提出時期は、契約締結後、対象労働者に最初のひと月分の本件に係る労働に対する労働報酬が支払われるべき日の属する月の末日後 7 営業日以内）

質問 1 津市公契約条例の制度について、どの程度理解できていますか。

- ア 十分理解できている。 イ 概ね理解できている。
- ウ あまり理解できていない。 エ 全然理解できていない。

※ウ、エを選択された場合、その具体的な理由

質問 2 労働状況台帳の作成や提出にあたり、台帳の様式、作成に係る事務量及び提出方法等について、課題や問題点がありますか。

(1) 台帳の様式について

- ア ない イ ある

※「イ ある」を選択された場合、その内容を記入。

(2) 作成に係る事務量について

- ア ない イ ある

※「イ ある」を選択された場合、その内容を記入。

(3) 提出方法について

- ア ない イ ある

※「イ ある」を選択された場合、その内容を記入。

質問 3 受注関係者（下請業者、再委託業者）や労働者への条例内容の周知について、どのように行っていますか。

(1) 受注関係者への周知について

- ア 津市が発行する津市公契約条例に関する手引及びマニュアルを配布し周知している。
- イ 口頭により説明し周知している。

(2) 労働者への周知について

- ア 作業場の見やすい場所に書面を掲示し周知している。

【資料１－４】

イ 個別に書面を交付し周知している。

質問４ 津市公契約条例の内容に関して、労働者からの相談や問い合わせがありましたか。

ア ない イ ある

※「イ ある」を選択された場合、その内容を記入。

質問５ 労働報酬下限額が設定されたことにより、労働者の賃金に影響が出ましたか。

ア 出していない イ 出ている

※「イ 出ている」を選択された場合、その内容を記入。

質問６ 労働報酬下限額について、設定金額（平成３１年度は８８０円）はいかがですか。

ア 高い イ 低い ウ 妥当 エ その他

※「エ その他」を選択された場合、その内容を記入。

～ 御協力ありがとうございました。 ～

【資料 1－5】

【 津市公契約条例の施行状況等に係るアンケート 】

＜事業者用＞

- 1 件 名 _____
- 2 契約（履行）期間 _____
- 3 受注者等名 _____

質問 1 津市公契約条例（以下、単に「条例」といいます。）の制度について、どの程度理解できていると思いますか。

- ア 理解できている。
- イ だいたい理解できている。
- ウ あまり理解できていない。

（自由意見）

--

質問 2 当該契約が条例の対象となったことにより、従事する労働者の労働意欲の向上につながる効果があったと思いますか。

- ア 効果があった。
- イ 今後効果が出ると考える。
- ウ 効果はなく、今後も効果は出ないと考える。
- エ わからない。

（自由意見）

--

質問 3 当該契約が条例の対象となったことにより、事業の質の向上につながる効果があったと思いますか。

- ア 効果があった。
- イ 今後効果が出ると考える。

【資料 1－5】

ウ 効果はなく、今後も効果は出ないと考える。

エ わからない。

(自由意見)

質問 4 条例が施行されたことにより、賃金水準の引き上げや地域経済の活性化につながる効果があったと思いますか。

ア 効果があった。

イ 今後効果が出ると考える。

ウ 効果はなく、今後も効果は出ないと考える。

エ わからない。

(自由意見)

質問 5 条例では、受注者は下請業者等や労働者へ条例の内容を周知することとなっていますが、どのような方法で周知していますか。(複数回答可)

ア 作業場の見やすい場所に掲示し周知している。

イ 個別に書面を交付し周知している。

ウ 口頭により説明し周知している。

エ その他 ()

(自由意見)

質問 6 下請業者等や労働者から条例に関すること（対象労働者の範囲や労働報酬下限額）について、相談や問い合わせを受けたことがありますか。

ア なかった。

イ あった。

【資料 1－5】

(自由意見)

質問 7 労働状況台帳の作成や提出にあたり、台帳の様式や提出方法等について、見直しが必要と考える点がありますか。

- (1) ア ない。
イ ある。
- (2) 「イ ある。」を選択された場合、その具体的な内容を記載してください。

(内 容)

質問 8 条例の実効性を確保するため、仮に、確認資料として「対象労働者の給与支給明細等」を提出いただくこととした場合、給与関係の事務処理に影響することになりますか。

- ア しない。
- イ 影響するが、大きなものではない。
- ウ 大きく影響する。

(自由意見)

質問 9 労働報酬下限額の金額や設定の考え方に関し、課題と考える点がありますか。

- (1) ア ない。
イ ある。
- (2) 「イ ある。」を選択された場合、その具体的な内容を記載してください。

【資料１－５】

(内 容)

質問１０ 当該契約が条例の対象となったことによる労働報酬下限額の設定に伴い、対象労働者の賃金に変化はありますか。

ア ない。

イ ある。

(自由意見)

質問１１ 労働報酬下限額の対象をすべての契約とした場合、御社の経営に影響すると考えられますか。

ア しない。

イ する。

(自由意見)

質問１２ 条例の対象者に、手間請労働者を含めるとした場合、課題や問題点がありますか。

(自由意見)

【資料 1－5】

質問 13 その他、条例に関して、御意見・御要望等ございましたら、御自由に御記載ください。

(自由意見)

御協力ありがとうございました。

【資料 1－6】

【 津市公契約条例の施行状況等に係るアンケート 】

＜労働者用＞

- 1 件 名 _____
- 2 契約（履行）期間 _____
- 3 受注者等名 _____

質問 1 あなたの年齢を教えてください。

- ア 10代
- イ 20代
- ウ 30代
- エ 40代
- オ 50代
- カ 60代以上（ 60代 ・ 70代 ・ 80代以上 ）

質問 2 あなたは、御自身が働いている仕事が、条例の対象契約となったことにより、労働意欲の向上につながったと感じますか。

- ア 感じる。
- イ 感じない。

（自由意見）

--

質問 3 あなたは、御自身が働いている仕事が、条例の対象契約となったことにより、仕事の質の向上につながったと感じますか。

- ア 感じる。
- イ 感じない。

（自由意見）

--

【資料１－６】

質問４ あなたは、津市公契約条例は必要であると思いますか。

- ア 思う。
- イ 思わない。
- ウ わからない。

(自由意見)

質問５ 条例が施行されたことにより、賃金水準の引き上げや地域経済の活性化につながる効果があったと思いますか。

- ア 効果があった。
- イ 今後効果が出ると考える。
- ウ 効果はなく、今後も効果は出ないと考える。
- エ わからない。

(自由意見)

質問６ 条例では、受注者は下請業者や労働者へ条例の内容を周知することとなっていますが、十分な周知がなされていますか。

- ア 十分だと感じる。
- イ 不十分だと感じる。
- ウ そもそも周知されていない。

(自由意見)

【資料１－６】

質問７ 労働報酬下限額を設定することやその金額に関し、課題や問題点はありますか。

(1) ア ない。

イ ある。

ウ わからない。

(2) 「イ ある。」を選択された場合、その具体的な内容を記載してください。

(内 容)

質問８ 当該契約が条例の対象となり労働報酬下限額が設定されていますが、御自身の賃金に変化はありましたか。

ア ない。

イ ある。

ウ わからない。

(自由意見)

質問９ 労働報酬下限額の対象契約とそうでない契約において支払われる賃金を比較した場合、その金額に差はありますか。

ア ない。

イ ある。

ウ わからない。

(自由意見)

【資料１－６】

質問１０ その他、条例に関して、御意見・御要望等ございましたら、御自由に御記載ください。

（自由意見）

御協力ありがとうございました。

1 労働報酬下限額の試行について

(2) 建設工事の試行について

令和元年度建設工事の試行については、下記のとおり試行する予定です。

ア 労働報酬下限額

846円（三重県の最低賃金。ただし、履行期間中に最低賃金が上昇した場合はその額を労働報酬下限額とします。）

イ 労働状況台帳の提出回数

3回

ウ 労働状況台帳の提出対象者

受注者及び全ての受注関係者

エ 労働状況台帳の取りまとめ

受注者が取りまとめを行います

オ 違反に対するペナルティ

受注者が悪質な違反を行った場合のみ対象とします。

（例：労働報酬下限額を下回る賃金の支払があった場合、労働状況台帳を提出する意思が無い場合等）

受注関係者が違反したとしても受注者に対するペナルティはありません。

カ その他

労働状況台帳の提出方法等については別紙資料のとおりとします。

	新	旧
提出方法	受注者(元請)がとりまとめ、内容を確認の上、提出する。 <u>ただし、元請の確認を希望しない下請業者等があった場合は、封をして元請に提出することができる。なお、この場合は、元請の内容確認は不要とする。</u>	受注者(元請)がとりまとめ、内容を確認の上、提出する。
提出対象者	元請から下請(二次下請以降含む)労働者	元請から下請(二次下請以降含む)労働者
提出回数等	初回 ＜対象＞ 対象契約に係る最初の賃金等が支払われるべき日の属する月のもの ＜期日＞ 対象契約に係る最初の賃金等が支払われるべき日の属する月の翌月の末日まで ※	初回 ＜対象＞ 対象契約に係る最初の賃金等が支払われるべき日の属する月のもの ＜期日＞ 対象契約に係る最初の賃金等が支払われるべき日の属する月の翌月の末日まで ※
	第2回 ＜対象＞ 対象契約の中間日が属する月に支払われるべき賃金等 ＜期日＞対象契約の中間日が属する月の翌月の末日まで ※	第2回 ＜対象＞ 対象契約の中間日が属する月に支払われるべき賃金等 ＜期日＞対象契約の中間日が属する月の翌月の末日まで ※
	第3回 ＜対象＞ 対象契約の履行完了日が属する月に支払われるべき賃金等 ＜期日＞ 対象契約の履行完了日が属する月の翌月の末日まで ※	第3回 ＜対象＞ 対象契約の履行完了日が属する月に支払われるべき賃金等 ＜期日＞ 対象契約の履行完了日が属する月の翌月の末日まで ※
その他	公契約に係るアンケート、下請契約締結時に提出が必要な労働環境の確保に係る誓約書(写)についても、受注者(元請)が取りまとめ	公契約に係るアンケート、下請契約締結時に提出が必要な労働環境の確保に係る誓約書(写)についても、受注者(元請)が取りまとめ

・下線部分が変更箇所

※末日が市役所閉庁日の場合はその直後の開庁日を期日とする

住所（所在地）

商号（名称）

代表者氏名

様

住所（所在地）

商号（名称）

代表者氏名

印

労働環境の確保に係る誓約書

貴社と×××××工事に関する契約を締結するに当たり、津市公契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。

また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報について異議はありません。

記

- 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。
- 2 関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。
- 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。
- 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出（以下「違反申出」という。）をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。
- 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。
- 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。
- 7 市長等が行う施策に協力すること。
- 8 労働報酬下限額の試行について
 - (1) 試行対象契約に従事する労働者（以下「対象労働者」という。）に、当該試行について周知を徹底するとともに、労働状況台帳を津市へ提出することについて、同意を得ること。
 - (2) 対象労働者には労働報酬下限額以上の賃金を支払うこと。

- (3) ○○○○○（以下「元請」という。）が指定する期日までに対象契約に係る労働状況台帳を元請に提出し、記載した内容の確認を受けること。ただし、確認を希望しない場合は、労働状況台帳を封筒に封入し、元請に提出することができる。
- (4) 津市が行う労働報酬下限額の試行に係るアンケート調査について協力すること。
- (5) (1)から(4)に掲げるもののほか、その他労働報酬下限額の試行に関して行う事務は、津市公契約条例労働報酬下限額試行運用マニュアル【工事版】（事業者、労働者用）に基づき、適切に履行すること。
- (6) 労働報酬下限額の試行に関する津市からの案内、通知及び指導には、誠実に対応すること。
- (7) 対象契約について、他の者にその一部を請け負わせる、又は他の者から労働者の派遣を受ける場合には、当該試行について周知を徹底するとともに、労働環境の確保に係る誓約書を提出させること。

労働報酬下限額試行に係る提出書類一覧

資料2-3

受注者提出分※

提出先	提出書類	提出時期	備考
発注者	初回分 労働状況台帳 (受注関係者分含む)	対象契約に係る最初の賃金等が支払われるべき日の属する月の末日まで	対象契約に係る最初の賃金等が支払われるべき日の属する月のもの
	施工体系図(初回)		最初の賃金等が支払われるべき日の属する月の末日時点のもの
	労働環境の確保に係る誓約書(写)		最初の賃金等が支払われるべき日の属する月の末日時点で下請契約を締結したもの全て(二次下請以降分も含む)
	試行に係るアンケート(初回)		受注関係者分もまとめて提出
	中間月分 労働状況台帳 (受注関係者分含む)	対象契約の中間日が属する月の翌月の末日まで	対象契約の中間日が属する月に支払われるべき賃金等
	施工体系図(中間月)		中間月が属する月の末日時点のもの
	労働環境の確保に係る誓約書(写)		中間月の属する月の末日時点で下請契約を締結したもの全て(二次下請以降分も含む。初回提出済分は除く)
	履行完了月分 労働状況台帳 (受注関係者分含む)	対象契約の履行完了日が属する月の翌月の末日まで	対象契約の履行完了日が属する月に支払われるべき賃金等
	施工体系図(履行完了月分)		履行完了時点のもの
	労働環境の確保に係る誓約書(写)		履行完了月の属する月の末日時点で下請契約を締結したもの全て(二次下請以降分も含む。初回及び中間月提出済分は除く)
	試行に係るアンケート(履行完了月)		受注関係者分もまとめて提出

受注関係者提出分※

提出先	提出書類	提出時期	備考
受注者	労働環境の確保に係る誓約書(写)	元請が指定する期日	全ての受注関係者
	労働状況台帳(初回)	元請が指定する期日	該当する者のみ
	試行に係るアンケート(初回)	元請が指定する期日	該当する者のみ
	労働状況台帳(中間月)	元請が指定する期日	該当する者のみ
	労働状況台帳(履行完了月)	元請が指定する期日	該当する者のみ
	試行に係るアンケート(履行完了月)	元請が指定する期日	該当する者のみ

※違反申出があった場合等は、上記の他に提出書類が必要。